

# 『食』のオンライン商談システム 利用規約

## 第1条 規約の履行

1. リッキービジネスソリューション株式会社（以下、「甲」という）が提供する「『食』のオンライン商談システム」（以下、「本サービス」という）の利用を希望する申込者（以下、「乙」という）は、以下の規約（以下、「本規約」という）に従い、本サービスを利用するものとします。
2. 万一、乙が本規約に違反していることが明らかになった場合、甲は判断根拠などを公表することなく、その時期を問わず、乙に対して本サービスの利用を停止することができます。この場合、登録料および継続利用料は一切返還いたしません。また、本サービスの利用停止等によって生じた乙および関係者の損害も補償しません。

## 第2条 利用の申込・承認

1. 乙は、本規約を承諾の上、甲所定の申込手続きを行い、甲が乙に対して、ID とパスワード（以下、「PW」という）を発行した場合に本サービスを利用できるものとします。
2. 本サービスは、甲が定める開催趣旨に合致する法人、もしくは業歴のある個人事業者のみが利用できるものとします。
3. 甲は甲が定める基準にしたがって申込内容について審査を行い、乙が基準を満たしていることを確認する権利を有します。申込内容に虚偽の記載があった場合、甲は登録を取り消すことができます。この場合も登録料および継続利用料は一切返還いたしません。

## 第3条 ID・PW

1. 甲は、乙に対して発行した ID・PW を、本サービス利用のために乙が利用することを承認するものとします。
2. 乙は、前項の ID・PW を第三者に知られないように管理するものとし、ID・PW の盗用を防止する措置を自身の責任において行うものとします。
3. ID・PW が不正に使用された場合、乙は直ちにその旨を甲に届け出るものとします。

## 第4条 報告の義務

乙は、本サービス申込時に登録、又は届出した情報に変更が生じた場合、甲所定の方法で甲に対して速やかに届け出るものとします。

## 第5条 権利の譲渡

乙は、ID・PW の使用を含めた本サービスを利用する権利を第三者へ譲渡、貸与することはできないものとします。

## 第6条 利用開始

乙の本サービスの利用開始日は、甲が乙に ID・PW を通知した日、又は甲が本サービス利用の承認を通知した日とします。

## 第7条 サービスの利用

1. 乙は、本サービスの利用において、利用ルール、操作方法等を遵守し、円滑なシステムの導入、利用に努めなければならないものとします。

2. 甲は、乙と本サービスでマッチングしたバイヤーとの間の取引には、当事者として一切関与しないものとします。乙が本サービスでの商談後にバイヤーと実際の取引を行う場合、乙は、相手方との間で商品の発送・受領、又は情報の取扱、その他の取引について必要な手続を、全て独自に行うものとします。

3. 甲は、予告なく本サービスで提供する機能を追加、縮小、又は変更することができるものとします。

4. 甲は、本サービスを運営するためのシステムの保守、点検、障害の復旧等のため、本サービスを停止することができるものとします。この場合、甲が可能とする範囲で、本サービス画面上や電子メール等での告知を行うものとします。

5. 甲は、原則的に、乙の要望に合わせた本サービスにおけるシステムのカスタマイズを一切行わないものとします。

6. 本サービスを、乙が解約する場合、又は甲が本サービスの提供を終了する場合、乙は、当該サービス利用におけるデータ等のバックアップを自身の責任において行うものとします。解約後、甲は乙の当該データ及び登録情報を削除できるものとし、削除により乙が損害を被ったとしても、甲は一切その責任を負わないものとします。

## 第8条 登録料（継続利用料含む）および商談設定料

乙は、登録料（継続利用料含む）および商談設定料を甲の請求書に基づき甲の指定する銀行口座により甲に支払うものとします。尚、振込手数料は乙の負担とします。

## 第9条 利用期間

本サービスは、利用開始日の翌月1日を起算日とし、1年を経過した日までを利用期間とします。但し、利用期間終了日の1ヶ月前までに、乙から甲所定の手続による更新しない旨の申し入れがない限り、本利用期間は同一条件で1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 第10条 禁止事項

乙が本サービスを利用するにあたり、以下の事項を行ってはならないものとします。

- (1) 不正な手段によりアクセスすること。また、保存されているデータを不正に利用、改ざん、もしくは破壊すること
- (2) 他者の名義を用いるなどして、他者になりすまして本サービスに申し込み、又は利用すること
- (3) 甲、又は他の第三者に誤解を与え、中傷し、又はその業務を妨害するような風説・虚偽の事実を流布すること
- (4) 本サービスを模倣、もしくは外見上著しく類似したサービスを販売、又は勧誘すること
- (5) 甲の事前の許可なく、本サービス上のコンテンツ等をそのまま、あるいは変更を加えて複製し、第三者に公開、表示すること

## 第11条 秘密保持義務

1. 甲は、本サービスの提供者として乙の情報に関し、甲が予め明示・公表する「プライバシーポリシー」に沿って、適切に保護するものとします。

2. 乙は、本サービスでマッチングしたバイヤーに関する情報、及び本サービスを通じて得た情報を善良なる管理者の注意のもと取り扱い、当該期間中はもとより期間終了後においても本サービス利用における取引の直接の当事者以外の第三者に開示・漏洩してはならず、又、本サービス利用の目的以外の目的に使用してはならないものとします。

## 第 12 条 損害賠償

乙が本規約に違反したことにより甲が損害を被った場合、乙は当該損害を賠償する責任を負うものとします。

## 第 13 条 免責

1. 甲は、乙が本サービス利用により被った損害について、甲の過失の有無に拘わらず、その損害を賠償する責を負わないものとします。

2. 甲は、本サービスを安定かつ継続的に管理・運用することに努めるものとしますが、天災や停電等の不可抗力、システムの変更、又は保守作業その他一切の事情により、システムを一定期間停止させる場合があることを乙は予め承諾し、システム停止による登録料・継続利用料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないものとします。

3. 甲は、乙が本サービスにてマッチングしたバイヤー、又はその他の第三者との間で生じた紛争には、一切関与しないものとします。万一、甲が乙の取引先から、乙に係るクレームへの対応、又は損害賠償等の支払を求められた場合、乙は、そのために要した弁護士費用、その他賠償金を含む一切の経費を、甲に支払うものとします。

4. 甲は、乙が本サービスを利用するために使用する PC 等の機器、又はインターネット回線を含む他社提供のサービスに依存する問題について、一切の対応を行わず、問題の解決を保証しないものとします。

## 第 14 条 解除

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合、又はその可能性があるとして甲が判断した場合には、乙の期限の利益を喪失させ、通知、又は催告等なく直ちに本サービスの提供契約を解除でき、解除により生じた乙の損害につき何ら責任を負わないものとします。

(1) 本規約の各条項に違反したとき

(2) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行、又は滞納処分の申し立てを受けたとき

(3) 手形、又は小切手の不渡りが発生したとき

(4) 支払の停止、又は破産、民事再生、会社更生、特別清算もしくはこれに類似する法的整理手続開始の申立て、及びそれに類する乙もしくは乙の代理人からの通知があったとき

(5) 解散、又は営業停止となったとき

(6) その他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき

(7) 販売方法、取扱商品について行政当局による注意、又は勧告を受けたとき

(8) その他、法律に反する行為を行なったとき

2. 甲は、前項各号にかかわらず、乙の本サービス利用の継続が困難と認めたときは、乙に対し書面による通知の上、本サービスの提供を停止し、本契約を解除することができるものとします。

## 第 15 条 反社会的勢力排除

1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3. 甲及び乙は、相手方が前二項のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、自己の債務の弁済を要せず、また、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに、相手方と締結した全ての契約を解除し、一切の取引を停止することができるものとします。

4. 甲又は乙は、前項に基づく解除により相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

## 第 16 条 規約の変更

甲が本規約を変更する場合、甲は乙に対し、1 ヶ月以上の猶予期間をおいて事前に通知します。乙は、変更内容に異議ある場合には、当該猶予期間内に限り本契約を解除することができるものとします。なおその場合でも、登録料および継続利用料は一切返還いたしません。

## 第 17 条 誠実協議義務

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、誠意をもってその解決にあたるものとします。

## 第 18 条 管轄裁判所

本規約に関する訴訟等の法的手続については、東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上